平成２２年（フ）第８６号
茨城県日立市千石町３丁目22番17号
債務者　菊池　邦枝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第９１号
茨城県日立市東金沢町２丁目14番３―205号
債務者　堀江　　修
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１２号
栃木県真岡市高勢町１丁目71番地
債務者　相澤　惠子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第６０号
富山県高岡市宝来町470番地
債務者　高嶋　和代
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８５号
富山県射水市八幡町１丁目12番９号
債務者　利波　卓夫
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１４６号
金沢市富樫１丁目５番10号、申立時の住所金沢市富樫２丁目１番39号
債務者　上森紀美代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５号
金沢市八日市出町11番地、従前の住所金沢市八日市５丁目458番地
債務者　清水　雅博
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
石川県かほく市高松ク18番地12、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ51番地47
債務者　眞田　清光
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
金沢市末町13の66番地　県営住宅３棟８号、従前の住所京都市西京区樫原釘貫25番地１
債務者　竹越三喜男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
金沢市富樫２丁目４番27号　アパガーデンコート富樫405号
債務者　小谷　一久
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６４１号
名古屋市千種区堀割町１丁目20番地　プロスパー第８ビル101号
債務者　阪野玲子こと　張　　淑玲
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７３号
名古屋市名東区牧の里１丁目1401番地　９ＣＯＡＴ牧の里201号
債務者　西川　靖斉
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８１号
京都府宇治市五ケ庄寺界道13番地の10
債務者　原地千惠子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
京都府相楽郡和束町大字白栖小字中谷40番地の１
債務者　仲　　美佳
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９１号
京都市右京区嵯峨広沢南野町26番地　コーポ山内405号室
債務者　原田　弘美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６６号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽団地925号室
債務者　杉山　和男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県西宮市笠屋町17番17―301号、前住所地兵庫県尼崎市南清水９番１―401号
債務者　若林由里子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係